

京都大学における産学官連携活動の推進及び支援に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動の推進及び支援に関し、必要な事項を定める。

(産学官連携活動の目的)

第二条 本学における産学官連携活動は、部局（各研究科（地球環境学堂を含む。）、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節（第五十一条を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）における先進的研究を基礎にして、産業界又は官公庁との共同研究等を積極的に実施し、知的財産権の取得、管理及び活用並びにベンチャーの育成及び起業支援等の業務を総合的かつ機能的に実施していくことにより、知的創造サイクルを確立することを目的とする。

(国際イノベーション機構)

第三条 本学は、前条の目的を全学的な立場から達成するため、国際イノベーション機構（以下「機構」という。）を設置し、次項に定める業務の実施を通じて部局における産学官連携活動を支援するとともに、産学官連携に係る基盤整備その他の全学的な取組みを推進する。

2 機構は、全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

一 産業界又は官公庁との共同研究及び受託研究の推進及び支援に関すること。

二 産学官における国際的連携又は地域社会連携の推進及び支援に関すること。

三 知的財産権の取得、管理、活用等に関すること。

四 ベンチャーの育成、起業支援等に関すること。

五 その他本学の産学官連携活動の推進及び支援に関すること。

3 国際融合創造センター（以下「センター」という。）は、センターにおける研究成果に基づき、機構が行う前項各号に掲げる業務の支援を行う。

(機構長)

第四条 機構に、機構長を置く。

機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。

機構長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

機構長は、機構の所務を掌理する。

機構長は、本学の産学官連携活動の推進等について、担当の理事を補佐し、適切な助言を行う。

(執行協議会)

第五条 機構に、第三條第二項の業務の実施その他機構に関する重要事項を審議するため、執行協議会を置く。

第六条 執行協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 機構長

二 センター長

三 部局長 若干名

四 センターの教授 若干名

五 その他機構長が必要と認めたる者 若干名

前項第三号から第五号までの協議員は、機構長が委嘱する。

3 第一項第三号から第五号までの協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七条 機構長は、執行協議会を招集し、議長となる。

- 第八条 執行協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第九条 執行協議会は、協議員（出張中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 2 執行協議会の議事は、出席協議員の過半数で決する。
- 第十条 執行協議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、執行協議会が定める。
- 第十一条 前四条に定めるもののほか、執行協議会の運営に関し必要な事項は、執行協議会が定める。
- 第十二条 機構に、機構における産学官連携活動の推進について、機構長の諮問に応じて学外の有識者等による助言等を受けるため、産学官連携推進会議を置く。
- 2 産学官連携推進会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- 一 機構長
 - 二 センター長
 - 三 執行協議会の協議員（機構長及びセンター長である協議員を除く。） 若干名
 - 四 学外の有識者 若干名
- 3 前項第三号及び第四号の委員は、機構長が委嘱する。
- 4 第二項第四号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第十三条 機構長は、産学官連携推進会議を招集し、議長となる。
- 第十四条 機構に、第三条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の業務を行うため、産学官連携推進部を置き、センターの融合部門をもつて充てる。
- 第十五条 機構に、第三条第二項第三号及び第五号の業務を行うため、知的財産部を置く。
- （ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー）
- 第十六条 機構に、第三条第二項第四号及び第五号の業務を行うための施設として、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを置く。
- （機構に関する事務）
- 第十七条 機構に関する事務は、研究・国際部において行う。
- （雑則）
- 第十八条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、執行協議会の議を経て機構長が定める。
- 附則
- 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
- 一 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項（平成八年五月二十八日総長裁定）
 - 二 京都大学知的財産企画室要項（平成十五年九月二日総長裁定）
- 3 第十七条の規定にかかわらず、当分の間、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに関する事務は、工学研究科事務部において行うものとする。